

役員候補者推薦実施要領

全日本剣道連盟理事会規則第5条及び第4条に基づき、次のとおり役員候補者推薦実施要領を定める。

(役員候補者の推薦)

第1条 全日本剣道連盟会長(以下「会長」という。)は、評議員会が行う役員(理事及び監事をいう。)の選任及び解任の決議に際し、評議員会の求めに応じ、理事会に諮った上、当該役員候補者(以下「理事候補者」又は「監事候補者」という。)を推薦するものとする。

(理事候補者の員数等)

第2条 前条の場合において、会長が理事候補者として推薦する者の員数は、30人以内とする。

なお、理事候補者の推薦区分は、次のとおりとするものとする。

① 地域区分(上申)によるもの(小計15人)

北海道	1人
東北(青森・秋田・山形・岩手・宮城・福島)	2人
関東(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨)	2人
東京	2人
北陸(新潟・石川・富山・福井・長野)	1人
東海(静岡・愛知・岐阜・三重)	1人
近畿(滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫)	2人
中国(岡山・広島・山口・鳥取・島根)	1人
四国(香川・愛媛・高知・徳島)	1人
九州(福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄)	2人

② 組織区分によるもの(小計4人)

警察	1人
学校(注)	2人
実業団	1人

(注) 全日本学生剣道連盟、高校体育連盟及び全日本学校剣道連盟

③ ①②以外のもの(小計11人) 14人以内

合計 33人以内

(監事候補者の員数)

第3条 第1条の場合において、会長が監事候補者として推薦する者の員数は、5人以内とする。

附 則

1. この実施要領は、平成25年3月12日から施行する。
2. 改定後の実施要領は、平成31年4月1日から施行する。